新 約 款

J:COM TVサービス加入契約約款　　株式会社ジェイコム千葉

目　次

第1章 総則 - 1 -
第1条(約款の適用) - 1 -
第2条(約款の変更) - 1 -
第3条(用語の定義) - 1 -
第2章　契約 - 1 -
第4条(加入契約の単位) - 1 -
第5条(加入契約の成立) - 1 -
第6条(加入申込みの撤回等) - 2 -
第7条(最低利用期間) - 2 -
第8条(解約) - 2 -
第9条(停止および解除) - 3 -
第3章　サービス - 3 -
第10条(当社が提供する放送サービス) - 3 -
第11条(放送サービスの変更) - 3 -
第12条(PPV等の視聴) - 4 -
第13条(一時停止および再開) - 4 -
第4章 料金等 - 4 -
第14条(料金の適用) - 4 -
第15条(加入契約料等) - 4 -
第16条(利用料) - 4 -
第17条(債権譲渡) - 5 -
第18条(端数処理) - 6 -
第19条(延滞処理) - 6 -
第5章 施設等 - 6 -
第20条(施設の設置および費用の負担等) - 6 -
第21条(設置場所の変更) - 6 -
第22条(施設の設置場所の無償使用等) - 6 -
第23条(機器等の貸与) - 6 -
第24条(他の放送サービスの機器等の使用) - 6 -
第24条の2(追加の機器等の使用) - 7 -
第25条(維持管理責任の範囲) - 7 -
第26条(施設の故障等に伴う費用負担) - 7 -
第6章 損害賠償 - 7 -
第27条(放送内容の変更) - 7 -
第28条(免責事項) - 7 -
第7章　ICカード - 8 -

第29条（B－CASカードの取扱い） - 8 -
第30条（C－CASカードの貸与） - 8 -
第31条（C－CASカードの紛失等） - 8 -
第32条（C－CASカードの再発行） - 8 -
第33条（C－CASカードの返却） - 8 -
第8章　雑則 - 8 -
第34条（禁止事項） - 8 -
第35条（加入者の氏名等の変更） - 8 -
第35条の2（加入者の地位の承継） - 8 -
第36条（加入申込書記載事項の変更） - 9 -
第37条（加入者に係る情報の取扱い） - 9 -
第38条（準拠法） - 9 -
第39条（合意管轄） - 9 -
第40条（言語） - 9 -
第41条（定めなき事項） - 9 -
第9章　附帯サービス - 9 -
第42条（放送サービスの情報提供） - 9 -
第43条（J:COM　オン・デマンドサービスの利用） - 9 -
料金表 - 11 -
1.加入契約料 - 11 -
2.利用料(月額) - 11 -
3.工事費※注11、損害金等 - 14 -
4.手続きに関する料金 - 15 -
5. 定期契約の適用 - 15 -
共聴施設地デジコースに関する特約 - 25 -
第1地上デジタル放送の再送信に関する特約 - 28 -
ケーブルテレビサービスに関する規約 - 29 -
クレジットカード支払いに関する特約 - 31 -
別記1（第7条関係）別に定める特定事業者 - 31 -
別記2（第12条関係）PPV等の個別視聴申込方法 - 31 -
別記3（第14条関係）料金の支払方法 - 32 -
別記4（第37条関係）個人に関する情報 - 32 -
附則 - 32 -

第1章 総則

第1条(約款の適用)

株式会社ジェイコム千葉(以下「当社」という)は、このJ:COM TVサービス加入契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)により、当社が設置する有線テレビジョン放送施設によるサービス(附帯するサービスを含みます。)を提供します。

2. 当社が提供する有線テレビジョン放送施設によるサービス以外のサービスについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第2条(約款の変更)

当社は、総務大臣に届出た上で、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(用語の定義)

この約款において使用する用語は、有線テレビジョン放送法(以下「法」といいます。)において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)有線テレビジョン放送サービス	当社が、当社の有線テレビジョン放送施設により提供する有料放送サービスを総称していいます。(以下、「放送サービス」といいます。)
(2)有線テレビジョン放送サービス加入契約	当社の放送サービスの提供を受けることを目的として締結される加入契約(以下「加入契約」といいます。)
(3)集合住宅契約	共同住宅、集合住宅(2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの)に当社施設の設置(導入)を行うための基本となる契約
(4)加入者	当社と加入契約を締結した者
(5)加入申込者	当社に加入契約の申込みをする者
(6)PPV	課金単位が一の放送番組となっている有料の放送サービス
(7)PPD	課金単位が一日となっている有料の放送サービス
(8)PPS	課金単位が当社の指定する複数の放送番組となっている有料の放送サービス
(9)PPV等	PPV、PPD、およびPPSを総称していいます。
(10)セットトップボックス	放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器(IC カードを除きます。以下「STB」といいます。)
(11)ケーブルモデム	STBと当社施設との間で、課金情報の送受信を行う電気通信機器(以下「CM」といいます。)
(12)機器等	当社が加入者に貸与する機器およびその他付属品をいいます。
(13)IC カード	STBに常時装着されることにより、STBを制御し、加入者の視聴履歴を記録するためのIC を組み込んだカード
(14)B−CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
(15)C−CASカード	J:COM TV デジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービスおよびJ:COM TVライトサービス用ICカード

第2章 契約

第4条(加入契約の単位)

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第5条(加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上当社に申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

(1)当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

(2)加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

(3)加入申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。)がある場合
(4)加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
(5)加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
(6)料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
(7)加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合
(8)その他、当社の業務に著しい支障がある場合
(9)約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合
3. 有料番組(PPV等は除きます。)を利用する場合には、加入者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申し込むことができるものとします。
4. 一部の有料番組およびPPV等については、二十歳未満の加入者、学生の加入者は利用できないことがあります。
5. 当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第6条(加入申込みの撤回等)

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。(PPV等は除きます。)
2. 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った加入契約料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4. 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第7条(最低利用期間)

J:COM TV デジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービスおよびJ:COM TV ライトサービスには、6ヶ月間の最低利用期間があります。
2. 加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を1と起算して6ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。
3. 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
(1) 当社または別に定める特定事業者の放送サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める特定事業者の放送サービスの加入申込を行う場合
(2) 第9条(停止および解除)第3項および第4項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
4. 加入者が第11条(放送サービスの変更)をした場合は、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、6ヶ月の期間を満たさない場合に、解除料を支払っていただきます。この場合は、解約もしくは加入契約の解除があった時点のサービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。
5. 加入者が、第3項第1号の別に定める特定事業者の放送サービスの加入者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取り扱いします。
6. 別に定める「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスの加入者が放送サービスの変更を申し込んだ場合には、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、第4項に準じて取り扱います。
7. 加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第8条(解約)

加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨申し出るものとします。
2. 加入者は解約の場合、第16条(利用料)の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。
3. 解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。
4. 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
5. 加入者は本条に定める解約、および第9条(停止および解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。
6. 加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第9条（停止および解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第8条（解約）の規定に準じて取り扱います。

2. 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3. 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

4. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第3章　サービス

第10条（当社が提供する放送サービス）

当社は加入者に対しそのサービス区域内で、次の放送サービスの提供を行います。

(1)J:COM TV デジタルサービス

（ア)J:COM TV デジタル基本番組サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のJ:COM TV デジタル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。

（イ)J:COM TV デジタル有料番組サービス

放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービス。ただし、J:COM TV デジタル有料番組サービスはJ:COM TV デジタル基本番組サービスをご利用いただく場合（一時停止期間を除きます。）に限りご利用いただけます。

(2)J:COM TV デジタル コンパクトサービス

（ア） J:COM TV デジタル コンパクト基本番組サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のJ:COM TV デジタル コンパクト有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。

（イ） J:COM TV デジタル コンパクト有料番組サービス

放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行う有料番組サービス。ただし、J:COM TV デジタル コンパクト有料番組サービスはJ:COM TV デジタル コンパクト基本番組サービスをご利用いただく場合（一時停止期間を除きます。）に限りご利用いただけます。

(3)パッケージサービス

前2号の当社の基本番組サービスと、有料番組サービスのうち当社が定める有料放送を合わせて提供するサービス

(4)J:COM TV ライトサービス

（ア)J:COM TV ライト基本番組サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のJ:COM TV ライト有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。

（イ)J:COM TV ライト有料番組サービス

放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービス。ただし、J:COM TV ライト有料番組サービスはJ:COM TV ライト基本番組サービスをご利用いただく場合（一時停止期間を除きます。）に限りご利用いただけます。

(5)地デジ・BSパック用サービス

(6)その他のサービス

当社が別途定めるその他のサービス

第11条（放送サービスの変更）

加入者は、当社が提供する基本番組サービスの変更を申込むことができます。

2. 基本番組サービスの変更の場合には、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める

加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申込むことができるものとします。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。
3 変更の申込を当社が承諾した場合、加入者は、別に定めるサービス変更手数料を支払っていただきます。
4. 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。
5. 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
6. 基本番組サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。
7. J:COM TV ライト基本番組サービスの加入者が、他の基本番組サービスへの変更を行なった場合、再度J:COM TV ライト基本番組サービスへの変更を申込むことはできません。
8. 地デジ・BS パック用サービスへの変更を行う場合は、第1種定期契約および第 2 種定期契約の規定により取り扱います。

第12条(PPV等の視聴)

PPV等の視聴は、J:COM TV デジタルサービスの加入者(以下、本条において同じ)に限り利用することができます。ただし、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。
2. 加入者は、PPV等を利用する場合には、課金単位ごとに別に定める方法により個別の申込みを行わなければなりません。
3. 前項の申込みを行った場合においては、加入者は、その申込みの撤回を行うことは出来ません。
4. 課金単位ごとの料金は、この約款規定の料金に従って当社の指定する番組検索サービス(以下「EPG」といいます。)により確認することができます。
5. 当社は、一ヶ月の間のPPV等の利用料金(当社が把握するもの)を、50,000円(消費税は含みません。)を基準額として、PPV等の利用制限をさせていただきます。
6. STBとCMの不接続または、当社がその機器間の通信状況を確認できない場合も前項と同様に取り扱います。
7. 加入者は、PPV等を利用できないように、当社施設側において、措置を講ずることおよびその措置を解除することを当社に請求することができます。
8. 加入者宅に設置した当社の機器およびICカードを通じて、加入者以外のものが第1項の申込を行った場合でも、加入者はその利用にかかる料金の支払い義務を負います。

第13条(一時停止および再開)

加入者は、当社が提供する基本番組サービスの一時停止またはその再開を希望する場合は、当社に文書によりその旨を申し出るものとします。この場合、停止は申し出のあった翌月の初日、再開は加入者が指定する月の初日に行うものとし、その期間について支払を要する料金は、別に定めます。
2. 前項の一時停止期間は、1ヶ月単位を基本とし、最長3ヶ月とします。
3. 当社は、加入者が一時停止の取り扱いを受けていた場合で、第2項の期間終了後、基本番組サービスを再開した日の属する月から3ヶ月を経過していない場合は、一時停止の申し出を承諾しません。
(1)入院、出張、加入者が学生で帰省する等の長期不在となる場合
(2)加入者が一時停止の取扱いを受けていた場合で、第2項の期間終了後、基本番組サービスを再開した日の属する月から3ヶ月を経過している場合
(3)当社が特に認めた場合
4. 当社は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに、一時停止および再開を取扱います。

第4章 料金等

第14条(料金の適用)

当社が提供するサービスの料金は、加入契約料、利用料(PPV等の料金を含みます。)、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。
2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第15条(加入契約料等)

加入者は、当社が別に定める料金表に従い加入契約料および引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。ただし当社は加入契約料、引込・宅内工事費等を減額することがあります。
2. 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。
3. 加入者は、第11条(放送サービスの変更)を行った場合には、加入契約料の支払いを要しません。

第16条(利用料)

加入者は当社が別に定める料金表に規定する利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

サービス	起算日
(1)J:COM TV デジタルサービス	
(ア)J:COM TV デジタル基本番組利用料	J:COM TV デジタル基本番組サービスの提供を受け始めた日の翌日からJ:COM TV デジタル基本番組利用料を毎月支払うものとします。
(イ)J:COM TV デジタル有料番組利用料	J:COM TV デジタル有料番組サービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からJ:COM TV デジタル有料番組利用料を毎月支払うものとします。ただし、スター・チャンネルのサービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から視聴料を毎月支払うものとします。
(2)J:COM TV デジタル コンパクトサービス	
(ア)J:COM TV デジタルコンパクト基本番組利用料	J:COM TV デジタル コンパクト基本番組サービスの提供を受け始めた日の翌日からJ:COM TV デジタル コンパクト基本番組利用料を毎月支払うものとします。
(イ)J:COM TV デジタルコンパクト有料番組利用料	J:COM TV デジタル コンパクト有料番組サービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からJ:COM TV デジタル コンパクト有料番組利用料を毎月支払うものとします。ただし、スター・チャンネルのサービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から視聴料を毎月支払うものとします。
(3)パッケージサービス	
(ア)デジタルWOWOWパッケージ利用料	デジタルWOWOWパッケージサービスの提供を受け始めた日の翌日からJ:COM TV デジタル基本番組利用料またはJ:COM TV デジタル コンパクト基本番組利用料を支払うものとし、サービスの提供を受け始めた日を含む月の翌月からデジタルWOWOWパッケージ利用料を毎月支払うものとします。 また、2台目以降のSTBでもデジタルWOWOWのサービスの提供を受ける場合は、2台目以降のSTB使用料のほか、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月からデジタルWOWOW視聴料を追加して毎月支払うものとします。
(4)J:COM TV ライトサービス	
(ア)J:COM TV ライト基本番組利用料	J:COM TV ライト基本番組サービスの提供を受け始めた日の翌日からJ:COM TV ライト基本番組利用料を毎月支払うものとします。
(イ)J:COM TV ライト有料番組サービス	J:COM TV ライト有料番組サービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からJ:COM TV ライト有料番組利用料を毎月支払うものとします。ただし、スター・チャンネルのサービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から視聴料を毎月支払うものとします。
(5)地デジ・BSパック用サービス	
地デジ・BSパック用サービス利用料	地デジ・BSパック用サービスの提供を受け始めた日の翌日から地デジ・BSパック用サービス利用料を毎月支払うものとします。
(6)その他のサービス利用料	
当社と加入者の別途合意によるサービスの提供を受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料等を毎月支払うものとします。 ただし、録画機能付きSTBおよび追加の簡易STBの利用については、利用を開始した日の翌日から利用料を毎月支払うものとします。	

2. 当社が、第10条(当社が提供する放送サービス)に定めるサービスのうち、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して10日間以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由による場合および第9条(停止および解除)の規定による場合は、この限りではありません。
3. 日本放送協会(NHK)の定めによるテレビジョン受信料(衛星放送受信料を含む)は、当社が設定した利用料には含まれておりません。

第17条(債権譲渡)

加入者は、当社が有する、加入者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第18条（端数処理）

当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2. 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

3. 実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第19条（延滞処理）

加入者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

2. 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

3.当社は、本条で定める延滞手数料と延滞損害金を重複して加算することはありません。

第5章　施設等

第20条（施設の設置および費用の負担等）

当社は、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金（以下「引込工事費」という）を負担するものとします。

2. 加入者は保安器の出力端子からテレビ受信機（当社の機器等を除く）までの施設（以下「加入者施設」という）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」という）を負担し、これを所有するものとします。

3. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。

4. 当社がこの約款に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

第21条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。

(1)変更先が同一敷地内の場合

(2)変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合

2. 加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。

3. 加入者は、第20条（施設の設置および費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第22条（施設の設置場所の無償使用等）

加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占用する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。

2. 加入者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、加入者は責任をもって解決するものとします。

第23条（機器等の貸与）

当社は、加入者にサービスごとに料金表に定める機器等を貸与します。

2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第8条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

4.　加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第24条（他の放送サービスの機器等の使用）

J:COM TV デジタルサービスおよびJ:COM TV ライトサービスの加入者（以下、本条において同じ）は、J:COM TV デジタル コンパクトサービスのためのSTBの追加使用を申し出ることができます。

2. 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。
3. 前2項の追加を行った場合の当該機器等の使用料は、料金表に定めます。
4. 加入者は、J:COM TV デジタルサービスを解約した場合にもかかわらず、追加した第1項の他の放送サービスの機器等の使用を継続する場合には、使用を継続する放送サービスに移行したものとみなします。この場合はその料金に従っていただきます。
5. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。
6. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第8条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第24条の2(追加の機器等の使用)

J:COM TV デジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービスおよびJ:COM TV ライトサービスの加入者は、追加の簡易STB(付属品を含みます)の使用を申し出ることができます。
2 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。
3 前2項の追加を行った場合の当該機器等の使用料は、料金表に定めます。
4 加入者は、J:COM TV デジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービスおよびJ:COM TV ライトサービスを解約した場合、追加の簡易STBの使用については、第8条の規定に準じて、直ちに機器等を当社に返却するものとします。
5 加入者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等を維持管理するものとします。
6 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第8条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
7 追加の簡易STBによるJ:COM TV デジタル有料番組サービスおよびJ:COM TV デジタル コンパクト有料番組サービスの利用、J:COM TV ライト有料番組サービスの利用、PPV等の視聴およびJ:COM オン・デマンドサービスの利用はできません。

第25条(維持管理責任の範囲)

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの、全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。
2. 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第26条(施設の故障等に伴う費用負担)

当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、加入者は、その修復に要する費用(修復を伴わない場合は派遣に要した費用)の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。
2. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設(当社機器等を含みます。)に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第6章 損害賠償

第27条(放送内容の変更)

当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第28条(免責事項)

当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。
(1)天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合
(2)当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合
(3)当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
(4)落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された加入者施設およびテレビ受信機等が損傷した場合
(5)録画機能付きSTBの利用について、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合また、設置場所の変更、故障、サービスの解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の録画物の消失
2. 当社は、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害、およびサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第7章　ICカード

第29条（B－CASカードの取扱い）

STBに挿入されるB－CASカードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B－CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第30条（C－CASカードの貸与）

当社は、J:COM TV デジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービス、J:COM TV ライトサービスおよび地デジパック用サービスの加入者に、C－CASカードをSTB1台に1枚を貸与します。

2. C－CAS カードの所有権は、当社に帰属するものとし、加入者は、第8条（解約）および第9条（停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまで、STBに常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもってC－CASカードを管理しなければなりません。
3. 加入者の責めによらないC－CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および当社の判断による場合は、当社は、C－CASカードを交換することがあります。
4. 加入者は、C－CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることは出来ません。
5. 加入者は、次の各号を行うことはできません。
   （1）C－CASカードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること
   （2）C－CASカードを日本国外に輸出または持ち出すこと

第31条（C－CASカードの紛失等）

加入者は、C－CASカードを紛失しまたは盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。

2. 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該C－CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりC－CASカードが使用された場合は、PPV等に係る料金は加入者の負担となります。

第32条（C－CASカードの再発行）

当社は、C－CASカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、加入者は、別に定めるC－CASカード再発行手数料を支払わなければなりません。

第33条（C－CASカードの返却）

加入者は、第8条（解約）および第9条（停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しC－CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第8章　雑則

第34条（禁止事項）

加入者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

2. 加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。
3. 前項に違反した場合、加入者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。
4. 当社の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。
5. 加入者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第35条（加入者の氏名等の変更）

加入者は、その氏名、名称または住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第35条の2（加入者の地位の承継）

相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

2. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。
4. 第1項及び第2項の届出をし加入者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払い

ただきます。

第36条(加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって当社に申し出るものとします。

第37条(加入者に係る情報の取扱い)

当社は、サービスを提供するために必要な加入者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入申込者および、加入者が当社に連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

2. 前項により、収集し知り得た加入者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める加入者に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

(1)サービスの提供を開始、継続、または終了(コールセンター対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。)するために利用する場合

(2)当社が提供および販売等を行なうするサービス(電話サービス、インターネット接続サービス、放送サービス、J:COM MOBILEおよびそれぞれの付加機能、追加サービス、附帯サービス等を含みます。)の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合

(3)サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合

(4)加入者から個人情報の取扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合

3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

4. 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

(1)本人の同意がある場合

(2)加入者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合

(3)裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等(刑事訴訟法第218条)がなされる場合

(4)法律上の照会権限を有する公的機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項等)がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合

(5)人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(6)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合

第38条(準拠法)

この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第39条(合意管轄)

加入者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条(言語)

この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第41条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第9章 附帯サービス

第42条(放送サービスの情報提供)

当社は、J:COM TV デジタルサービスおよびJ:COM TV デジタル コンパクトサービスの内容および放送時間を、原則としてEPGにより提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容および放送時間は、変更される場合があります。

2. 当社は、内容および放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第43条(J:COM オン・デマンドサービスの利用)

J:COM オン・デマンドサービスは、J:COM TV デジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスの加入者に限り利用することができます。ただし、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

2. J:COM オン・デマンドサービスは別に定める規約により提供するものとします。

料金表

1.加入契約料			無 料			
2.利用料(月額)						
項目			サービス名			
			①J:COM TV デジタルサービス	②J:COM TV デジタル コンパクトサービス	③J:COM TV ライトサービス	④地デジ・BS パック用サービス
分類			デジタル方式による放送サービスおよび双方向通信機能を提供するもの	①のサービスのうち、一部の番組および双方向通信機能の提供を制限したもの	②のサービスのうち、一部の番組の提供およびSTBのB－CASカードの使用機能を制限したもの	②のサービスのうち、一部の番組の提供を制限したもの
利用料 ※注1			J:COM TV デジタル基本番組利用料 4,980 円（税込 5,229 円） ※簡易版の番組表（1冊）を無料で配送します。	J:COM TV デジタルコンパクト基本番組利用料 4,180 円(税込 4,389 円) ※簡易版の番組表（1冊）を無料で配送します。	J:COM TV ライトサービス基本番組利用料 3,980 円(税込 4,179 円) ※番組表（1冊）を無料で配送します。	地デジパック用サービス利用料 1,143 円(税込 1,200 円)
録画機能付きSTBの利用料※注2	タイプⅠ	タイプⅡ・タイプⅢ以外のもの	800 円(税込 840 円)／STB1台毎 J:COM TV デジタル基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	1,000 円(税込 1,050 円)／STB1台毎 J:COM TV デジタルコンパクト基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	－	－
	タイプⅡ	光学式ドライブ内蔵のもの	1,200 円（税込 1,260 円）/STB1台毎 J:COM TV デジタル基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	－	－	－
	タイプⅢ	BDドライブ内蔵のもの	3,500 円（税込 3,675 円） /STB1 台毎 J:COM TVデジタル基本番組利用料に追加して支払っていただきます。	－	－	－

デジタルWOWOWパッケージ利用料 ※注3	6,980 円（税込 7,329 円） ※デジタルWOWOW視聴料を含みます。 ※簡易版の番組表（1冊）を無料で配送します。 ※2台目以降のSTBでもデジタルWOWOWのサービスの提供を受ける場合は、2台目以降のSTB使用料のほか、デジタルWOWOW視聴料として900 円（税込 945 円）、3台目のSTB使用料のほか、デジタルWOWOW視聴料として 2,300 円（税込 2,415 円）を、以降偶数台、奇数台について同様に追加して支払っていただきます。	6,180 円（税込 6,489 円） ※デジタルWOWOW視聴料を含みます。 ※簡易版の番組表（1冊）を無料で配送します。 ※2台目以降のSTBでもデジタルWOWOWのサービスの提供を受ける場合は、2台目以降のSTB使用料のほか、デジタルWOWOW視聴料として900 円（税込 945 円）、3台目のSTB使用料のほか、デジタルWOWOW視聴料として2,300 円（税込 2,415 円）を、以降偶数台、奇数台について同様に追加して支払っていただきます。	－	－
有料番組利用料 ※注4				
スター・チャンネルハイビジョン	1,950 円（税込 2,048 円）	1,950 円（税込 2,048 円）	1,950 円（税込 2,048 円） ただし、スター・チャンネル オン デマンドを除きます。	－
スター・チャンネルプラス				
スター・チャンネルクラシック				
スター・チャンネル オン デマンド ※注5			－	－
衛星劇場	2,000 円（税込 2,100 円）	2,000 円（税込 2,100 円）	2,000 円（税込 2,100 円）ただし、衛星劇場 オン デマンドを除きます。	－
衛星劇場 オン デマンド ※注5			－	－
グリーンチャンネル ※注6	1,200 円（税込 1,260 円）	1,200 円（税込 1,260 円）	1,200 円（税込 1,260 円）	－
グリーンチャンネル2 ※注6				
フジテレビ ONE※注7	－	1,000 円（税込 1,050 円）	1,000 円（税込 1,050 円）	－
フジテレビ TWO※注7				
-フジテレビ NEXT	1,000 円（税込 1,050 円）	1,200 円（税込 1,260 円）	1,200 円（税込 1,260 円）	－
フジテレビ ONE※注8	－	1,350 円（税込 1,418 円）	1,350 円（税込 1,418 円）	－
フジテレビ TWO※注8				
フジテレビ NEXT※注8				
AT－X	1,800 円（税込 1,890 円）	1,800 円（税込 1,890 円）	1,800 円（税込 1,890 円）	－

東映チャンネル	1,500 円(税込 1,575 円)	1,500 円(税込 1,575 円)	1,500 円(税込 1,575 円)	−
レジャーチャンネル	900 円(税込 945 円)	900 円(税込 945 円)	900 円(税込 945 円)	−
デラックスアダルトセット	3,900 円(税込 4,095 円)	3,900 円(税込 4,095 円)	−	−
デラックスアダルトセット オン デマンド※注5				
プレイボーイ・ルビーセット※注9	2,500 円(税込 2,625 円)	2,500 円(税込 2,625 円)	2,500 円(税込 2,625 円) ※注10	−
プレイボーイ・チャンネル	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円(税込 2,415 円) ※注10	−
チャンネル・ルビー	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円(税込 2,415 円) ※注10	−
ミッドナイト・ブルー	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円(税込 2,415 円) ※注10	−
J sports Plus	1,300 円(税込 1,365 円)	1,300 円(税込 1,365 円)	1,300 円(税込 1,365 円)	−
クラシカ・ジャパン	2,000 円(税込 2,100 円)	2,000 円(税込 2,100 円)	2,000 円(税込 2,100 円) ただし、クラシカ・ジャパン オン デマンドを除きます。	−
クラシカ・ジャパン オン デマンド ※注5			−	−
タカラヅカ・スカイ・ステージ	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円(税込 2,415 円)	2,300 円(税込 2,415 円)	−
Mnet	1,500 円(税込 1,575 円)	1,500 円(税込 1,575 円)	1,500 円(税込 1,575 円) ただし、Mnet オン デマンドを除きます。	−
Mnet オン デマンド ※注5			−	−
KN テレビジョン	2,500 円(税込 2,625 円)	2,500 円(税込 2,625 円)	2,500 円(税込 2,625 円)	−
上記以外のチャンネル	別に定める金額			−
PPV等の利用料	課金単位ごと EPGによりご確認ください。	−	−	−
2台目以降の機器使用料	1,980 円(税込 2,079 円)／STB1台毎	1,500 円(税込 1,575 円)／STB1台毎	−	476.2 円(税込 500 円)／STB1台毎
第24条(他の放送サービスの機器の使用)に規定する機器等使用料	1,500 円(税込 1,575 円)／J:COM TV コンパクトサービス用STB1台毎	− ※追加する機器としてのSTBの使用料は、適用しません。	1,500 円(税込 1,575 円)／J:COM TV コンパクトサービス用STB1台毎	−

第24条の2（追加の機器等の使用）に規定する機器等使用料	400 円（税込 420 円）／追加の簡易STB1台毎	400 円（税込 420 円）／追加の簡易STB1台毎	400 円（税込 420 円）／追加の簡易STB1台毎	－
一時停止期間中の利用料	1,000 円(税込 1,050 円)／STB1台毎 録画機能付きSTBの場合は、2,000 円（税込 2,100 円）／STB1台毎 録画機能付きSTB（タイプⅡおよびタイプⅢ）の場合は、2,500 円（税込 2,625 円）/STB1台毎	1,000 円(税込 1,050 円)／STB1台毎 録画機能付きSTB（タイプⅠ）の場合は、2,000 円（税込 2,100 円）/STB1台毎	500 円(税込 525 円)／STB1台毎	－
番組表料金	1冊目は、120円（税込 126 円）、2冊以降は、200 円（税込 210 円）／番組表1冊毎 ※番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。	1冊目は、120円（税込 126 円）、2冊以降は、200 円（税込 210 円）／番組表1冊毎 ※番組表を追加した場合、簡易版の番組表の配送は行いません。	2冊目以降は、200 円（税込 210 円）／番組表1冊毎	200 円（税込 210 円）／番組表1冊毎
第7条（最低利用期間）に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。 なお、デジタルWOWOWパッケージの場合には、J:COM TV デジタル基本番組利用料に相当する額とします。	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。 なお、デジタルWOWOWパッケージの場合には、J:COM TV デジタル コンパクト基本番組利用料に相当する額とします。	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。	－
その他特記事項	－	－	－	第 1 種定期契約または第 2 種定期契約を締結している場合にのみ、提供します。

3.工事費※注11、損害金等	
引込・宅内工事費	
戸　建	実　　費 ※注12
集合住宅	実　　費 ※注12
その他の工事費	実　　費 ※注12
故障点検・補修費	実　　費 ※注12
損害金 ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	30,000 円／STB（追加の簡易STBを含む）1 台毎 50,000 円／CM1 台毎 50,000 円／録画機能付きSTB（タイプⅠ）1 台毎 80,000 円／録画機能付きSTB（タイプⅡ）1 台毎 92,000 円／録画機能付きSTB（タイプⅢ）1 台毎

	3,000 円／STB（追加の簡易STBを含む）専用リモコン 5,000 円／録画機能付きSTB専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎
	実費／取扱説明書
4.手続きに関する料金	
B－CASカード再発行手数料	1,905 円（税込 2,000 円）
C－CASカード再発行手数料	5,000 円（税込 5,250 円）
延滞手数料	600 円（税込 630 円）
5. 定期契約の適用	
5-1.第1種定期契約【地デジ・BS パック（1 年契約）】	
区 分	内 容

(1)定義等

ア 第1種定期契約とは、次表に定めるサービスの契約を締結している地デジ・BS パック用サービスの加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して1年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ	電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定するプライマリ電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。）
コースⅡ	インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース、に限ります。（以下本規定において同じとします。））
コースⅢ	電話サービスおよびインターネット接続サービス

イ 当社は、地デジ・BS パック用サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第1種定期契約を締結します。

ウ 当社は、第5条第2項の規定による場合、第1種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

(2)第1種定期契約の更新および解除

ア 当社は、第1種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第1種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第1種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。

イ 当社は、次の場合には、第1種定期契約の解除を行ないます。
(1)加入者が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
(2)加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
(3)加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
(4)当社が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
(5)当社が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
(6)加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースおよび J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合
(7)加入者が地デジ・BS パック用サービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
(8)加入者が電話サービスの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合
(9)加入者が(1)定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合

ウ 当社は、第1種定期契約が解除となる場合は、地デジ・BS パック用サービスを解除します。

エ 加入者は、第1種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第1種定期契約の解除を行なう場合、第1種定期契約に係る解除料 3,500 円（税込 3,675 円）の支払いを要します。

オ 当社は、NET 約款、加入電話約款およびプライマリ電話約款で定める第1種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

カ 当社は第1種定期契約を締結している加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。

キ　加入者は、エの規定にかかわらず、次の場合には、第1種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
(1)加入者が、転居により地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
(2)イ(7)により、第1種定期契約の解除を行なう場合で、電話サービスおよびインターネット接続サービスの継続利用を行なう場合
(3)イ(9)により、第1種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠまたはコースⅡからコースⅢへ変更を行なう場合
(4)加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

5-2.第2種定期契約【地デジ・BS パック(2 年契約)】

区　分	内　　容
(1)定義等	ア　第2種定期契約とは、次表に定めるサービスの契約を締結している地デジ・BS パック用サービスの加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して2年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ	電話サービス契約約款(以下「加入電話約款」といいます。)に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款(以下「プライマリ電話約款」といいます。)に規定するプライマリ電話サービス(以下本規定において「電話サービス」といいます。)
コースⅡ	インターネット接続サービス契約約款(以下「NET 約款」といいます。)に規定するインターネット接続サービス(J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース、に限ります。(以下本規定において同じとします。))
コースⅢ	電話サービスおよびインターネット接続サービス

イ 当社は、地デジ・BS パック用サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっていない世帯となる場合に限り第2種定期契約を締結します。
ウ 当社は、第5条第2項の規定による場合、第2種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

(2)第2種定期契約の更新および解除

ア　当社は、第2種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第2種定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第2種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第2種定期契約の解除を行ないます。
(1)加入者が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
(2)加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
(3)加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
(4)当社が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
(5)当社が地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
(6)加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス(J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースおよび J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。)への品目変更を行う場合
(7)加入者が地デジ・BS パック用サービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
(8)加入者が電話サービスの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合
(9)加入者が(1)定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合
ウ 当社は、第2種定期契約が解除となる場合は、地デジ・BS パック用サービスを解除します。
エ 加入者は、第2種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第2種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第2種定期契約に係る解除料の支払いを要します。

区分	解除料
コースⅠまたはコースⅡの解除を行なう場合	4,500 円(税込 4,725 円)
コースⅢの解除を行なう場合	8,500 円(税込 8,925 円)

オ　当社は、NET 約款、加入電話約款およびプライマリ電話約款で定める第2種定期契約に係る解除料を重

	複して加算することはありません。 カ　当社は第2種定期契約を締結している加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。 キ　加入者は、エの規定にかかわらず、次の場合には、第2種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 (1)加入者が、転居により地デジ・BS パック用サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 (2)イ(7)により、第2種定期契約の解除を行なう場合で、電話サービスおよびインターネット接続サービスの継続利用を行なう場合 (3)イ(9)により、第1種定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠまたはコースⅡからコースⅢへ変更を行なう場合
5-3.第 3 種定期契約【お得プラン（1年契約）】	
区　分	内　　容
(1)定義等	ア　第3種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ 160M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および当社が別に定める電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービス（以下本規定において「電話サービス」といいます。））の契約を締結している J:COM TV デジタルサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 3 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して1年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 3 種定期契約を締結します。 ウ　当社は第5条第2項の規定による場合、第 3 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
(2)基本番組利用料の取扱い	ア　J:COM TV デジタルサービスの基本番組利用料については、J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 3 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表 2 利用料の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 J:COM TV デジタル基本番組利用料（月額） 4,000 円（税込 4,200 円） イ　第 3 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
(3)第 3 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第3種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第3種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 3 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 3 種定期契約の解除を行ないます。 (1) 加入者が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 (2) 加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 (3) 加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 (4) 加入者が J:COM TV デジタルサービスの一時停止を行なう場合 (5) 当社が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 (6) 当社が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 (7) 加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合 (8) 加入者が J:COM TV デジタルサービスについて、TV 約款に定める他の放送サービスへの変更を行う場合 (9) 加入者が電話契約の利用種別を事務用に変更する場合 ウ　加入者は、第3種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第3種定期契約の解除を行なう場合、第 3 種定期契約に係る解除料 8,500 円（税込 8,925 円）の支払いを要します。 エ　当社は、NET 約款、加入電話約款およびプライマリ電話約款で定める第 3 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

	オ　当社は第 3 種定期契約の適用を受ける加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。 カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 3 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合
5-4.第 4 種定期契約【お得プラン（2年契約）】	
区　分	内　　容
（1）定義等	ア　第 4 種定期契約とは、当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ 160M コースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および当社が別に定める電話サービス契約約款（以下「加入電話約款」といいます。）に規定する住宅用加入電話サービスまたはプライマリ電話サービス加入契約約款（以下「プライマリ電話約款」といいます。）に規定する住宅用プライマリ電話サービス。（以下本規定において「電話サービス」といいます。））の契約を締結している J:COM TV デジタルサービス加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービス、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 4 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して2年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの設置先が料金表 5-3 第 3 種定期契約（1）イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 4 種定期契約を締結します。 ウ　当社は第5条第2項の規定による場合、第 4 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（2）基本番組利用料の取扱い	ア　J:COM TV デジタルサービスの基本番組利用料については、J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの提供を受けている場合は、第 4 種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表 2 利用料の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 J:COM TV デジタル基本番組利用料（月額） 4,000 円（税込 4,200 円） イ　第 4 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
（3）第 4 種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第4種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第4種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第 4 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第 4 種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （2）加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （3）加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （4）加入者が J:COM TV デジタルサービスの一時停止を行なう場合 （5）当社が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （6）当社が J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （7）加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス（J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。）への品目変更を行う場合 （8）加入者が J:COM TV デジタルサービスについて、TV 約款に定める他の放送サービスへの変更を行う場合 （9）加入者が電話契約の利用種別を事務用に変更する場合 ウ　加入者は、第 4 種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第 4 種定期契約の解除を行なう場合、第 4 種定期契約に係る解除料 8,500 円（税込 8,925 円）の支払いを要します。 エ　当社は、NET 約款、加入電話約款およびプライマリ電話約款で定める第 4 種定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

	オ　当社は第 4 種定期契約の適用を受ける加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。 カ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第 4 種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
5－5.第5種定期契約【J:COM マガジン無料パック（1年契約）】	
区　分	内　　容
（1）定義等	ア 第5種定期契約とは、J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービス加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービスの提供を受けている場合は、第5種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して1年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第5種定期契約を締結します。 ウ　当社は、第5条第2項の規定による場合、第5種定期契約の申込を承諾しないことがあります。 エ 第5種定期契約を締結している J:COMTV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの加入者には、番組表（1冊）を無料で配送します。（簡易版の番組表の配送は行ないません。）
（2）第３種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第5種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第5種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第3種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第5種定期契約の解除を行ないます。 （1）加入者が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの解約を行なう場合 （2）加入者が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの一時停止を行なう場合 （3）当社が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの解除を行なう場合 （4）当社が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの提供の停止を行なう場合 （5）加入者が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 ウ　加入者は、第5種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第5種定期契約の解除を行なう場合、第5種定期契約に係る解除料 3,500 円（税込 3,675 円）の支払いを要します。 エ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第5種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （1）加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （2）加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM の放送サービス対応物件となる場合 オ　当社は第5種定期契約を締結している加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。
5-6.第6種定期契約【J:COM マガジン無料パック（2年契約）】	
区　分	内　　容
（1）定義等	ア 第6種定期契約とは、J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービス加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービスの提供を開始した日（現に J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタルコンパクトサービスの提供を受けている場合は、第6種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して2年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　当社は、J:COM TV デジタルサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっていない世帯となる場合に限り第6種定期契約を締結します。 ウ　当社は、第5条第2項の規定による場合、第6種定期契約の申込を承諾しないことがあります。 エ 第6種定期契約を締結している J:COMTV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの加入者には、番組表（1冊）を無料で配送します。（簡易版の番組表の配送は行ないません。）

(2)第6種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第6種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第6種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第6種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第6種定期契約の解除を行ないます。 (1)加入者が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの解約を行なう場合 (2)加入者が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの一時停止を行なう場合 (3)当社が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの解除を行なう場合 (4)当社が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの提供の停止を行なう場合 (5)加入者が J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 ウ　加入者は、第6種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第6種定期契約の解除を行なう場合、第6種定期契約に係る解除料 4,500 円(税込 4,725 円)の支払いを要します。 エ　加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第6種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 (1)加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービスおよび J:COM TV デジタルコンパクトサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 オ　当社は第6種定期契約を締結している加入者には、第7条(最低利用期間)は適用しません。
5-7.第 7 種定期契約【ブルーレイ HDR 長期契約タイプ(1年契約)】	
区　分	内　　容
(1)定義等	ア 第7種定期契約とは、J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTB(タイプⅢに限ります。以下同じとします。)加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を開始した日(現に J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を受けている場合は、第7種定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して1年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。 イ 当社は、J:COM TV デジタルサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第7種定期契約を締結します。 ウ 当社は、第5条第2項の規定による場合、第7種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
(2)利用料の取扱い	ア J:COM TV デジタルサービスの基本番組利用料については、J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を開始した日(現に J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を受けている場合は、第7種定期契約の申出を当社が承諾した日)の翌日より、料金表 2 利用料の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 録画機能付き STB(タイプⅢ)の利用料 2,500 円(税込 2,625 円)/STB1 台毎 イ 第7種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
(3)第7種定期契約の更新および解除	ア 当社は、第7種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第7種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第7種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ 録画機能付き STB を複数台使用する場合は、第7種定期契約を開始した日を起算日として更新します。 ウ 当社は、次の場合には、第7種定期契約の解除を行ないます。 (1)加入者が J:COM TV デジタルサービスの解約または一時停止を行なう場合 (2)加入者が第7種定期契約による録画機能付き STB の使用を停止する場合 (3)当社が J:COM TV デジタルサービスの解除または提供の停止を行なう場合 (4)加入者が J:COM TV デジタルサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 エ 加入者は、第7種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第7種定期契約の解除を行なう場合、第7種定期契約に係る解除料 4,500 円(税込 4,725 円)の支払いを要します。 オ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第7種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 (1)加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 (2)加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM の放送サービス対応物件となる場合 (3)録画機能付き STB を複数台使用する場合で、2台目以降の録画機能付き STB の使用を停止する場合

5-8.第 8 種定期契約【ブルーレイ HDR 長期契約タイプ(2 年契約)】

区 分	内　　容
(1)定義等	ア 第8種定期契約とは、J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTB(タイプⅢに限ります。以下同じとします。)加入申込者または加入者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を開始した日(現に J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を受けている場合は、第8種定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して 2 年が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。 イ 当社は、J:COM TV デジタルサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっていない世帯となる場合に限り第8種定期契約を締結します。 ウ 当社は、第5条第2項の規定による場合、第8種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
(2)利用料の取扱い	ア J:COM TV デジタルサービスの基本番組利用料については、J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を開始した日(現に J:COM TV デジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を受けている場合は、第8種定期契約の申出を当社が承諾した日)の翌日より、料金表 2 利用料の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 録画機能付き STB(タイプⅢ)の利用料 2,500 円(税込 2,625 円)/STB1 台毎 イ 第8種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
(3)第8種定期契約の更新および解除	ア 当社は、第8種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に第8種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第8種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ 録画機能付き STB を複数台使用する場合は、第8種定期契約を開始した日を起算日として更新します。 ウ 当社は、次の場合には、第8種定期契約の解除を行ないます。 (1)加入者が J:COM TV デジタルサービスの解約または一時停止を行なう場合 (2)加入者が第8種定期契約による録画機能付き STB の使用を停止する場合 (3)当社が J:COM TV デジタルサービスの解除または提供の停止を行なう場合 (4)加入者が J:COM TV デジタルサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 エ 加入者は、第8種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第8種定期契約の解除を行なう場合、第8種定期契約に係る解除料 9,500 円(税込 9,975 円)の支払いを要します。 オ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第8種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 (1)加入者が、転居により J:COM TV デジタルサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 (2)録画機能付き STB を複数台使用する場合で、2台目以降の録画機能付き STB の使用を停止する場合

5-9.特別定期契約【J:COM TV プレミアム・J:COM トリプルプレミアム】

区 分	内　　容
(1)定義等	ア 特別定期契約とは、表 1 に定めるサービスの契約を締結している J:COMTV デジタルサービスの加入者または加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日(現に表1に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日)の属する暦月の初日から起算して表 2 に定める期間が経過することとなる暦月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となる契約のことをいいます。

表 1

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ 【J:COM TV プレミアム】	録画機能付き STB(タイプⅢに限ります。)
コースⅡ 【J:COM トリプルプレミアム】	録画機能付き STB(タイプⅢに限ります。)、プライマリ電話サービス加入契約約款(以下「プライマリ電話約款」といいます。)に規定するプライマリ電話サービス(特別定期契約に定めるものに限ります。以下本規定において「電話サービス」といいます。)およびインターネット接続サービス契約約款(以下「NET 約款」といいます。)に規定するインターネット接続サービス(特別定期契約に定め

	るものに限ります。以下本規定において同じとします。）

表 2

世帯区分		契約期間
1	J:COMTV デジタルサービスの設置先が集合住宅契約の締結を行なっている場合	当社が申込を承諾した表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表1に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して1年
2	1 以外の場合	当社が申込を承諾した表 1 に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表1に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して 2 年

イ　当社は、第5条第2項の規定による場合、特別定期契約の申込を承諾しないことがあります。

(2)料金の適用

ア 特別定期契約を締結している J:COMTV デジタルサービスの加入者は、上表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日（現に表1に定めるコース毎のサービスの全ての提供を受けている場合は、特別定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、次表に定める料金額の支払を要します。

料金額（月額）
11,905 円（税込 12,500 円）

イ 特別定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。

ウ 上表に定める料金額には、J:COMTV デジタル基本番組利用料、録画機能付き STB（タイプⅢに限ります。）1 台分の利用料および番組表料金 1 冊分を含みます。

エ 加入者は、特別定期契約を締結している期間、次表に定めるサービスの利用料等について、その支払いを要しません。

1 J:COM TV デジタルサービスの 2 台目の機器使用料
2 録画機能付 STB（タイプⅠに限ります。）1 台分の利用料
3 番組表料金（2 冊目）
4 次表に定める有料番組利用料または J:COM オンデマンド月額利用料のうち 3 項目

ア	デジタル WOWOW（株式会社 WOWOW との直接契約の場合を除きます。）
イ	スター・チャンネルハイビジョン
	スター・チャンネルプラス
	スター・チャンネルクラシック
	スター・チャンネルオン デマンド
ウ	衛星劇場
	衛星劇場 オン デマンド
エ	グリーンチャンネル
	グリーンチャンネル2
オ	フジテレビ NEXT
カ	AT－X
キ	東映チャンネル
ク	レジャーチャンネル
ケ	プレイボーイ・チャンネル
コ	チャンネル・ルビー
タ	ミッドナイト・ブルー
チ	J sports Plus

ツ	クラシカ・ジャパン	
	クラシカ・ジャパンオン デマンド	
テ	タカラヅカ・スカイ・ステージ	
ト	Mnet	
	M ne t オン デマンド	
ナ	KN テレビジョン	
ニ	J:COM オンデマンド(カラオケ)	
ヌ	J:COM オンデマンド(NHK オンデマンド(見逃し見放題パックに限ります。))	

注 1. 同項目を複数選択する場合は、選択した数分を項目数として取り扱います。
注 2.上表の項目の変更を行う際は、当社が申込を承諾した日を含む月の翌月から取扱います。

(3)特別定期契約の更新および解除

ア 当社は、特別定期契約が満了した場合は、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に特別定期契約を更新します。
ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より特別定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。

イ 当社は、次の場合には、特別定期契約の解除を行ないます。
(1)コースⅠの場合において、加入者が J:COMTV デジタルサービスの解約を行なう場合
(2)コースⅡの場合において、加入者が J:COMTV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
(3)コースⅡの場合において、加入者が電話サービスの一時中断を行なう場合
(4)コースⅡの場合において、加入者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
(5)コースⅠの場合において、当社が J:COMTV デジタルサービスの解除を行なう場合
(6)コースⅡの場合において、当社が J:COMTV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
(7)コースⅠの場合において、当社が J:COMTV デジタルサービスの利用の停止を行なう場合
(8)コースⅡの場合において当社が J:COMTV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
(9)コースⅡの場合において、加入者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービス(J:COM NET ウルトラ 160M コースを除きます。)への品目変更を行う場合
(10)コースⅡの場合において、加入者が J:COMTV デジタルサービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合
(11)コースⅡの場合において、加入者が電話サービスの利用種別を住宅用加入電話以外に変更する場合
(12)加入者が(1)定義等 アに定めるコースの変更を行なう場合

ウ 加入者は、特別定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に特別定期契約の解除を行なう場合、次表に定める特別定期契約に係る解除料の支払いを要します。

区分		解除料
コースⅠの解除を行なう場合	世帯区分 1 の場合	3,500 円(税込 3,675 円)
	世帯区分 2 の場合	4,500 円(税込 4,725 円)
コースⅡの解除を行なう場合	世帯区分 1 の場合	3,500 円(税込 3,675 円)
	世帯区分 2 の場合	8,500 円(税込 8,925 円)

エ 当社は、コースⅡの場合において、NET 約款およびプライマリ電話約款で定める特別定期契約に係る解除料を重複して加算することはありません。

オ 当社は特別定期契約を締結している加入者には、第7条(最低利用期間)は適用しません。

カ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、特別定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
(1)加入者が、転居により J:COMTV デジタルサービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特別事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
(2)イ(12)により、特別定期契約の解除を行なう場合で、コースⅠからコースⅡへ変更を行なう場合

	(3)加入者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM IN MY ROOM のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

注1. 番組利用料には、機器等の使用料は含まれますが、日本放送協会(NHK)の受信料、株式会社WOWOW、株式会社スター・チャンネルその他の視聴料は含まれておりません。また、地域事情、建物(配線)状況により、双方向通信機能が利用できない場合があります。
注2. STBの交換を要する場合、当社または当社の指定する業者による工事が必要です。
注3. デジタルWOWOWのサービスの提供を受ける場合は、当社が別に定める方法による手続きを要します。また、パッケージ利用料(それぞれのパッケージを構成する株式会社WOWOWの視聴料は含まれます。)には、日本放送協会(NHK)の受信料、その他の視聴料は含まれておりません。
注4. 有料番組は、各サービスの基本番組をご利用いただく場合に限り、ご利用いただけます。また、有料番組利用料はSTB1台毎に支払いを要します。
注5. 「スター・チャンネル オン デマンド」「衛星劇場 オン デマンド」「クラシカ・ジャパン オン デマンド」「Mnet オンデマンド」「デラックスアダルトセット オン デマンド」は、J:COM オン・デマンドサービスと同じく別に定める規定により提供するものとします。また、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。
注6. グリーンチャンネルのサービスの提供を受ける場合は、当社が別に定める方法による手続きを要します。
注7.「フジテレビ ONE」及び「フジテレビ TWO」の2チャンネルセット項目となります。本セットの新たな申込みの受付および承諾を行ないません。
注8.「フジテレビ ONE」、「フジテレビ TWO」及び「フジテレビ NEXT」の3チャンネルセット項目となります。
注9. 「プレイボーイ・ルビーセット」は「プレイボーイ・チャンネル」及び「チャンネル・ルビー」の2チャンネルセット項目となります。
注10. ケーブルテレビサービスの加入者が、J:COM TV ライトサービスへ放送サービスの変更を行う際に視聴しており、変更後も継続して視聴する場合に限り提供します。
注11. ケーブルテレビサービスの加入者が第10条(1)、(2)および(3)に定める放送サービスへの変更を行う場合は、工事費の支払いを要しません。
注12. 実費は、使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

共聴施設地デジコースに関する特約

第1条(特約の適用)

当社は、J:COM TV サービス加入契約約款(以下「約款」といいます。)第10条に定める放送サービスの一つとして、約款に付するこの特約により、共聴施設地デジコースを提供します。

第2条(特約の変更)

当社は、総務大臣に届出た上で、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(加入契約の単位)

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行ないます。

第4条(申込の方法)

本契約の申込みをすることができる者は、現にその一部または全部が受信障害地域内に属する共同受信施設(有線電気通信法による設置届、または有線テレビジョン放送法による業務開始届の届出を行なっている施設、または当社が特に認める施設に限ります。)により地上系によるテレビジョン放送(放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送)の受信を現に受けている加入申込者に限ります。

2 第1項に定める加入申込者が共聴施設地デジコースの申込みをするときは、予め約款およびこの特約を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に提出していただきます。

第5条(申込の承諾)

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

(1)当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

(2)加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなどこの特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

(3)加入申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。)がある場合

(4)加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合

(5)加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

(6)料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

(7)加入申込者が約款およびこの特約に違反する恐れがあると認められる場合

(8)その他、当社の業務に著しい支障がある場合

(9)約款、この特約および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

3 当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

4 加入申込者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

第6条(共聴施設地デジコース)

当社は共聴施設地デジコースの加入者(以下「加入者」といいます。)に対しそのサービス区域内で、放送法第2条に規定する放送事業者のテレビジョン放送およびデータ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに当社による自主放送を受信するための設備の提供を行ないます。

2 加入者は、サービスの提供を受け始めた日の翌日から第14条(料金表)に定める施設利用料を毎月支払うものとします。

第7条(機器等の使用)

加入者は、STB(付属品を含みます)の使用を申し出ることができます。

2 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行なった場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。

3 加入者は機器等の貸与を受ける場合には、その貸与を受け始めた日の翌日から第14条(料金表)に定めるSTB利用料を毎月支払うものとします。

4 加入者は、機器等を使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

5 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第10条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払

うものとします。
6 加入者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
7 当社がこの特約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第8条(放送サービスへの変更)

加入者は、当社が提供する、J:COM TV デジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスへの変更を申し込むことができます。

2 J:COM TV デジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスへの変更を行う場合には、約款第5条(加入契約の成立)の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申込むことができるものとします。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。
3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。
4 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
5 J:COM TV デジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスへの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、当社は、変更日の翌日を基準として、それぞれの料金を日割りで精算します。

第9条(最低利用期間)

共聴施設地デジコースには、6ヶ月間の最低利用期間があります。

2 加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を1と起算して6ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、第14条(料金表)の定めにより解除料を支払っていただきます。
3 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
(1) 当社または約款別記1に定める特定事業者の放送サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社または別に定める特定事業者の放送サービスの加入申込を行う場合
(2) 第11条(停止および解除)第3項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
4 加入者が第8条(放送サービスへの変更)をした場合は、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、6ヶ月の期間を満たさない場合に、解除料を支払っていただきます。この場合は、解約もしくは加入契約の解除があった時点のサービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。
5 加入者が、第3項第1号の約款別記1に定める特定事業者の放送サービスの加入者だった場合で、当該事業者との契約期間があったことの申し出があり、かつ当社が確認できた場合には、契約期間を合算し、前項に準じて取り扱います。
6 加入者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第10条(解約)

加入者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

2 加入者は解約の場合、第14条(料金表)に定める利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。
3 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は撤去費用実費を負担します。
ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行なうものとします。
4 加入者は本条に定める解約、および第11条(停止および解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、第14条(料金表)に定める損害金を請求します。
5 加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第11条(停止および解除)

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、または約款およびこの特約に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第10条(解約)の規定に準じて取り扱います。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。

この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第12条(一時停止および再開)

当社は、共聴施設地デジコースについては、約款第13条(一時停止および再開)に規定する一時停止または再開を適用しません。

第13条(その他の事項)

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに準じます。

第14条(料金表)

当社は、共聴施設地デジコースに関する料金を下表の通り定めます。

名称	共聴施設地デジコース
分類	デジタル方式による放送受信設備の提供サービス
料金	
1.利用料(月額)	
施設利用料	667 円(税込 700 円)
STB利用料	476.2 円(税込 500 円)／STB1 台毎 施設利用料に追加して支払っていただきます。
第9条(最低利用期間)に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する施設利用料に相当する額とします。
番組表料金	200 円(税込 210 円)／番組表 1 冊毎
2.工事費、損害金等	
引込・宅内工事費(戸建)	実費
引込・宅内工事費(集合住宅)	実費
その他の工事費	実費
故障点検・補修費	実費
損害金 ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	30,000 円／STB1 台毎
	3,000 円／STB専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎
	実費／取扱説明書
3.手続きに関する料金	
Ｂ－ＣＡＳカード再発行手数料	1,905 円(税込 2,000 円)
Ｃ－ＣＡＳカード再発行手数料	5,000 円(税込 5,250 円)
延滞手数料	600 円(税込 630 円)

第1地上デジタル放送の再送信に関する特約

第1条　（特約の適用）
当社は、この特約および当社が別に定める規定により、契約者が有効に所有又は占有し、保守管理を行なっている受信障害対策共聴施設の受信者（契約者が指定する受信者に限ります。以下「受信者」といいます。）に対して、地上デジタル放送の再送信を行ないます。
2　当社が別に定める規定にこの特約に記載されていない定めがある場合は、別に定める規定が優先して適用されるものとします。

第2条　（特約の変更）
当社は、総務大臣に届出た上で、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。

第3条　（契約の締結）
当社は、この特約および当社が別に定める規定により、受信障害対策共聴施設の所有者または管理者との間において地上デジタル放送の再送信に関する契約（以下「契約」といいます。）を締結します。
2　当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、契約を締結しないことができるものとします。
(1)地上デジタル放送の再送信の提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
(2)契約書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合
(3)契約者がこの特約および当社が別に定める規定に違反するおそれがあると認められる場合
(4)この特約および当社が別に定める規定に特段の定めがある場合

第4条　（契約の有効期間）
契約の有効期間は、本契約の締結日から契約書に定める期間までとします。
2　前項の規定にかかわらず、受信者が居住する建物における地上デジタル放送の電波受信障害が解消される日、地上デジタル放送の電波受信障害防除のための当社施設が不要となる日、将来技術革新等により地上デジタル放送が終了（異なる放送形態への移行を含む。）する日、または地上デジタル放送の受信障害の原因となる建物が存しなくなる日が前項に定める期間を経過する前に到来する場合、当社は契約を終了できるものとします。
3　前項の場合において、第7条に基づく受領金員は、一切返還いたしません。

第5条　（契約者が行う契約の解除）
契約者は、契約を解除しようとする場合は、そのことをあらかじめ当社の事業所に書面により通知していただきます。

第6条　（当社が行う契約の解除）
当社は、次の場合には、契約を解除することがあります。
(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(2)契約者がこの特約および当社が別に定める規定に違反したと当社が認めたとき。
(3)契約者が、この特約および当社が別に定める規定に定める全ての義務を履行する前に解散する等、契約者の責めに帰すべき事由によって、導入工事の完了若しくは当社施設の維持管理または地上デジタル放送の再送信をすることが不可能または著しく困難となったとき。

第7条　（料金の支払の義務）
契約者は、料金表および当社が別に定める規定に定める地上デジタル放送の再送信に関する料金の支払いを要します。

第8条　（契約に係る契約者の義務）
契約者は、次に掲げる事項につき原則として事前に当社に通知していただきます。
ただし、事前に通知することが困難な場合には、事後速やかに通知していただきます。
(1)名称、住所又は組合および法人の代表者の変更
(2)組合および法人の合併若しくは分割
(3)組合および法人の解散
2　契約者は受信者に対して、共聴施設から当社施設への切り替え等、当社施設を利用するために必要な工事について事前通知の上、受信者から同意書を取得するものとします。

3 前項において、受信者からの同意書が取り付けられなかった場合、当社は当該受信者への地上デジタル放送の再送信に係る義務一切は免責されるものとします。

第9条　(その他の事項)
当社施設に関する事項、免責事項、禁止事項、準拠法、言語については、当社の J:COM TV サービス加入契約約款の定めに準じます。

(料金表)

料金表		
区分	単位	料金額
1.契約料	契約者が指定する棟ごとに	25，000円
2.導入工事負担金	契約者が指定する棟ごとに	実費
3.維持管理費	契約者が指定する棟または世帯ごとに	当社が別に定める規定に定めます。

附則
この特約は、平成21年9月15日より施行します。

ケーブルテレビサービスに関する規約

第1条(サービスの提供)
当社は、平成19年5月1日の約款改正実施の際現に、改正前の約款の規定により提供されている、ケーブルテレビサービス(アナログ方式による有料放送サービス)を、この規約の規定および約款により提供します。

第2条(規約の変更)
当社は、総務大臣に届出た上で、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(申込の受付)
当社は、当社が特に認めた場合を除き、ケーブルテレビサービスの新たな申込みの受付および承諾を行いません。
2 一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定める個別の条件を優先するものとします。

第4条(ケーブルテレビサービス)
当社は加入者に対しそのサービス区域内で、次のケーブルテレビサービスの提供を行います。
(1)ケーブルテレビサービス
(ア)基本番組サービス
放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送および超短波放送の内当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のケーブルテレビ有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。
(イ)有料番組サービス
放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送および当社が行う有料の自主放送サービス。ただし、有料番組サービスはケーブルテレビ基本番組サービスをご利用いただく場合に限りご利用いただけます。
(2)パッケージサービス
前号の基本番組サービスと、有料番組サービスのうち当社が定める有料放送を合わせて提供するサービス
(3)その他のサービス
当社が別途定めるその他のサービス

第5条(ホームターミナル)
当社は、加入者にホームターミナル(アナログ方式による受信機器。以下「HT」といいます。)およびリモコンその他付属品を貸与します。

第6条(放送サービスの変更)
ケーブルテレビサービスの加入者は、当社が提供する、J:COM TV デジタルサービス、J:COM TV デジタルコンパクトサービスまたはJ:COM TV ライトサービスへの変更を申し込むことができます。
2 当社は、追加する機器としてHTを使用しているJ:COM TV デジタルサービスの加入者が、J:COM TVデジタ

ルサービスを解約し、追加したHTの使用を継続する場合には、ケーブルテレビサービスに移行したものとみなし、本規約の料金に従っていただきます。

第7条(利用料)

加入者は当社が別に定める料金表に規定する利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

サービス	起算日
(1)ケーブルテレビサービス	
(ア)基本番組利用料	基本番組サービスの提供を受け始めた日の翌日から基本番組利用料を毎月支払うものとします。
(イ)有料番組利用料	有料番組サービスの提供を受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を毎月支払うものとします。
(2)パッケージサービス	
(ア)アナログWOWOW パッケージ利用料	アナログWOWOWパッケージサービスの提供を受け始めた日の翌日から基本番組利用料を支払うものとし、提供を受け始めた日を含む月の翌月から、アナログWOWOWパッケージ利用料を毎月支払うものとします。 また、2台目以降のHTでもアナログWOWOWのサービスの提供を受ける場合は、2台目以降のHT使用料のほか、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月からアナログWOWOW視聴料を毎月支払うものとします。
(3)その他のサービス利用料	
当社と加入者の別途合意によるサービスの提供を受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料等を毎月支払うものとします。	

第8条(その他の事項)

本規約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに準じます。

第9条(料金表)

当社は、ケーブルテレビサービスに関する料金を下表の通り定めます。

名称	ケーブルテレビサービス
分類	アナログ方式による放送サービス
料金	
1.利用料(月額)	
番組利用料 ※注1	基本番組利用料 3,980 円(税込 4,179 円) ※番組表(1冊)を無料で配送します。
アナログWOWOWパッケージ利用料 ※注2	5,580 円(税込 5,859 円) ※アナログWOWOW視聴料を含みます。 ※番組表(1冊)を無料で配送します。 ※2台目以降のHTでもアナログWOWOWのサービスの提供を受ける場合は、2台目以降のHT使用料のほか、アナログWOWOW視聴料として 2,000 円(税込 2,100 円)を追加して支払っていただきます。
2. 有料番組利用料 ※注3	
フジテレビ ONE	1,000 円(税込 1,050 円)
フジテレビ TWO	
上記以外のチャンネル	別に定める金額
2台目以降の機器使用料	1,500 円(税込 1,575 円)／HT1台毎
他の放送サービスに追加された機器等の使用料	J:COM TV デジタルサービスに追加された場合、 500 円(税込 525 円)／HT1台毎 ※番組表(1 冊)を無料で配送します。 ※J:COM TV デジタル コンパクトサービスに追加する機器としてのHTの使用料は適用しません。 ※ケーブルテレビサービスに追加する機器としての、STBの使用料は適用しません。
一時停止期間中の利用料	500 円(税込 525 円)／HT1台毎
番組表料金	2冊目以降は、200 円(税込 210 円)／番組表1冊毎

第7条（最低利用期間）に規定する解除料	最低利用期間の残余の期間に対応する番組利用料に相当する額とします。 なお、WOWOWパッケージの場合には、基本番組利用料に相当する額とします。
損害金 ※機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。	1,000 円／HT1 台毎 500 円／HT専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1 個毎 実費／取扱説明書

注1. 番組利用料には、機器等の使用料は含まれますが、日本放送協会（NHK）の受信料、株式会社WOWOW、株式会社スター・チャンネル、その他の視聴料は含まれておりません。
注2. アナログWOWOWのサービスの提供を受ける場合は、当社が別に定める方法による手続きを要します。また、パッケージ利用料（パッケージを構成するアナログWOWOWの視聴料は含まれます。）には、日本放送協会（NHK）の受信料、その他の視聴料は含まれておりません。
注3. 有料番組は、各サービスの基本番組をご利用いただく場合に限り、ご利用いただけます。
注4. 当社が提供するデジタルWOWOWパッケージに加入し、同時に、当社のケーブルテレビサービスの有料番組として提供するアナログWOWOWにも加入している場合には、HT1台目のWOWOWアナログ有料放送サービスの月額視聴料を、1,200 円（税込 1,260 円）とします。
注5. 本条に記載のない料金は、約款の規定によります。

（附則） 本規約は、平成19年5月1日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
2. 加入者は、加入者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、加入者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に加入者は、支払います。
3. 加入者は、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡します。
4. 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てません。

別記1（第7条関係）別に定める特定事業者

1. 関東地区
   株式会社ジェイコム関東、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムさいたま、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社城北ニューメディア、株式会社ジェイコム東上、株式会社シティケーブルネット、江戸川ケーブルテレビ株式会社、株式会社シティテレコムかながわ、株式会社横浜テレビ局、宮城ネットワーク株式会社
2. 関西地区
   株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、豊中・池田ケーブルネット株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社
3. 九州・中国地区
   株式会社ジェイコム北九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム福岡
4. 北海道地区
   株式会社ジェイコム札幌

別記2（第12条関係）PPV等の個別視聴申込方法

1. 申込方法
   テレビ画面上に表示される指示に従って行っていただきます。
   （例.申込画面で、「購入しない」の選択を右に移動させ、「購入する」が反転している状態で「決定」を押すことにより、申込は確定します。）

2. 撤回
「決定」したあとは申込みの撤回はできなくなります。
3. その他
当社は、CMおよび電気通信回線を通じて視聴データを回収します。

別記3（第14条関係）料金の支払方法

1. 加入者は、料金について、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
2. 加入者は、当社所定の申込書に記入の上、原則、クレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。この場合、当社が有する加入者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。
3. クレジットカードによる場合、料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落されることとなります。
4. 第2項および第3項にかかわらず、当社が特に認める場合には、加入者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
5. 加入者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もって当社にお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。
6. 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
7 当社は、毎月１日から末日までを１ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。
8 当社は、前項の方法で計算した利用料（月額）を、原則、当該月内に請求するものとします。

別記4（第37条関係）個人に関する情報

1. 加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、職業、勤務先、生年月日等個人の属性および個人または団体の特性に関する事項。
2. 契約の申込日、サービスの提供を開始または解除した日（一時停止および再開をした日を含みます。）、その他当社に請求した日に関する事項
3. 契約内容に関する事項。
4. 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項

附則

（1）当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
（2）一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。
（3）この約款は、平成16年4月１日より施行します。

附則　平成16年4月１日改正（平成16年3月31日届出）
ただし、J:COM　TV　デジタルサービスに関連する以下の規定については、平成16年5月１日から実施します。

第12条（PPV等の視聴）
第24条（他の放送サービスの機器等の使用）
第30条（C－CASカードの貸与）
第31条（C－CAS　カードの紛失等）
第32条（C－CAS　カードの再発行）
第33条（C－CAS　カードの返却）
その他各条文中、J:COM　TV　デジタルサービス、PPV等に関する括弧書等の記載事項
料金表中、J:COM　TV　デジタルサービス（タイプC）の提供開始ならびに、BSデジタルサービス　（タイプA）、J:COM　TV　デジタルサービス（タイプB）、およびデジタルWOWOWパッケージに関する料金変更の取り扱い等

第1条（契約に関する経過措置）
この改正実施の際現に、当社がケーブルテレビ加入契約約款（料金表を含み、以下「テレビ約款」といいます。）、BSデジタルサービス加入契約約款（料金表を含み、以下「BS約款」といいます。）およびJ:COM　TV　デジタルサービス加入契約約款（料金表を含み、以下「J:COM　TV約款」といいます。また「テレビ約款」、「BS約款」、「J:COM　TV約款」を総称する場合は「旧約款」といいます。）の規定により締結している、当社が提供する「ケーブルテレビサービ

ス」、「BSデジタルサービス」、および「J:COM TV デジタルサービス」(以下、3サービスを総称する場合は「旧サービス」といいます。)については、この改正実施の日において、この約款の規定により、以下のサービスにそれぞれ移行したものとします。

旧サービス	新サービス
ケーブルテレビ加入契約約款 ケーブルテレビサービス	J:COM TVサービス加入契約約款 ケーブルテレビサービス
BSデジタルサービス加入契約約款 BSデジタルサービス	BSデジタルサービス
J:COM TV デジタルサービス加入契約約款 J:COM TV デジタルサービス	J:COM TV デジタルサービス

2. この改正実施の際現に、テレビ約款の規定により一時停止を行っている契約については、前項の規定に準じて取り扱います。

第2条(設備に関する経過措置)
この改正実施の際現に、当社が旧約款の規定により提供している設備(機器等を含みます。)は、この改正実施の日において、附則第1条(契約に関する経過措置)の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する設備に移行したものとします。

第3条(料金等の支払いに関する経過措置)
この改正実施前に、旧約款の規定により生じた料金その他の債務は、なお従前のとおりとします。

第4条(損害賠償に関する経過措置)
この改正実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた旧サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第1条(契約に関する経過措置)の規定により移行する契約に係るものについては、この改正実施の日において、なお従前のとおりとします。

第5条(この改正実施前に行った手続きの効力等)
この改正実施前に、当社に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
2. この改正実施の際現に、当社が旧約款の規定により提供している旧サービスについてはこの附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

(実施期日)
この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。
この改正規定実施前に支払いまたは支払われなければならなかった料金その他の債務は、なお従前のとおりとします。

(実施期日)
この改正規定は、平成１６年９月２５日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
「BSデジタルサービス(タイプA)」(以下、「タイプA」といいます。)および「J:COM TV デジタルサービス(タイプB)」(以下、「タイプB」といいます。)については、以下の取り扱いとします。
この改正規定実施前に支払いまたは支払われなければならなかった料金その他の債務は、なお従前のとおりとします。
第1条(タイプAに関する経過措置)
タイプAについては、平成17年1月31日をもって、サービス提供を終了します。

ただし、当社は、止むを得ない特段の事情がある場合に限り、当社が当該加入者に通知するまでの間、タイプAを、この約款第10条(当社が提供する放送サービス)第1項第4号で規定するその他のサービスとして提供します。

2 前項で提供するその他のサービスの料金は、従前の料金と同額とします。また、提供条件については、この附則で規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に準じて提供しているものとします。

3 この改正実施の際現に、一時停止を行っている契約については、第1項ただし書きの規定に準じて取り扱います。

4 第1項に規定する当該加入者は、この約款第8条(解約)に定める解約、第9条(停止および解除)に定める解除の場合、および第1項に基づき当社が当該加入者に通知を行ったのち相当期間が経過した場合には、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、以下の損害金を請求します。

損害金	30,000 円／J:COMデジタルチューナー1台毎
	3,000 円／J:COMデジタルチューナー専用リモコン ※リモコンのみ未返却の場合、1個毎

5 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、前項で規定する未返却時の損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第2条(タイプBに関する取り扱い)

タイプBについては、平成17年2月1日をもって、区分を廃止し、J:COM TV デジタルサービスとして取り扱います。

2 この改正実施の際現に、一時停止を行っている契約については、前項の規定に準じて取り扱います。

(実施期日)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ケーブルネットワークやちよ、株式会社木更津ケーブルテレビ、との間で締結している放送サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する放送サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社ケーブルネットワークやちよ、株式会社木更津ケーブルテレビの放送サービス契約約款の規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社ケーブルネットワークやちよ、株式会社木更津ケーブルテレビの放送サービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改
正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の放送サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(J sports Plusに関する経過措置)

平成18年4月 1 日から同年6月30日まで、ケーブルテレビサービスおよびJ:COM TV デジタルサービス加入者のすべてに、J sports Plusを無料で提供します。なお、同年7月1日以降は、有料での継続視聴の申し出があったJ:COM TV デジタルサービス加入者に提供します。

（実施期日）
この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）「地デジ・BSデジパック」に関する規定
第1条（適用）
平成18年10月1日から同年10月31日までの間に、当社所定の書面による申込みがあり、当社がその申込みを承諾した申込者（以下本規定において「モニター」といいます。）に、当社は、本規定第2条に定めるサービス（以下本規定において「本サービス」といいます。）を試験的に提供します。
2 本サービスの提供期間は、平成21年10月31日までとします。
3 当社は、本規約の内容を予告無く変更することがあります。
第2条（サービス内容）
当社は、モニターに対し、放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送およびデータ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに当社による自主放送サービスのうち当社が定めたものを提供します。
2 当社は、本サービスの提供のために、専用STBを無償で提供します。また、一のモニターに対し専用STBは1台のみ貸与します。
3 当社は、専用STBの設置および撤去に関する工事費を無償とします。ただし、設置および撤去以外の工事費、損害金および手続きに関する料金は、約款の定めによります。

第3条（サービス提供の終了）
当社は、本サービスの提供期間の終了、モニターからの終了の申し出、設置場所の変更、があった場合には、モニターごとに本サービスの提供を終了します。また当社は、当社の判断により本サービスの提供を中断および終了できるものとします。
2 モニターは、本サービスの提供が終了した後は、速やかに専用STBを当社に返却するものとします。

第4条（その他の事項）
本サービスには、番組表の送付および日本放送協会（NHK）の定めによるテレビジョン受信料（衛星放送受信料を含みます。）は含まれません。
2 当社は、モニターに係る情報を、約款の定めにより適切に取り扱います。
3 当社は、モニターに対し、アンケートなどの協力を依頼することがあります。

（実施期日）
この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。
（有料番組サービスに関する経過措置）
この改正により追加された有料番組のうち、「Mnet」「Mnet　オン　デマンド」は、平成19年6月1日からの提供とします。
（ケーブルテレビサービスに関する経過措置）
当社は、「ケーブルテレビサービスに関する規約」を別に定め、ケーブルテレビサービスの提供を継続します。

（実施期日）
この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成20年10月18日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成20年12月17日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。

（放送サービスの変更に係る経過措置）
当社は、J:COM TV デジタル サービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスへの変更を行ったケーブルテレビサービスに関する規約に定めるケーブルテレビサービスの加入者について、本約款料金表にかかわらず、サービス変更を行った日を含む暦月から翌々暦月までの間以下表の料金を適用します。

サービス名	番組利用料
J:COM TVデジタルサービス	3,980 円（税込 4,179 円）
J:COM TVデジタルコンパクトサービス	

2 前項の適用を受ける加入者は、追加する機器としてHTを使用することはできません。
3 当社は、以下の場合に第1項の適用を終了します。
(1)加入者が、J:COM TV デジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスを一時停止した場合
(2)加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合
(3)加入者が、放送サービスの変更を行う場合

（実施期日）
この改正規定は、平成21年2月16日から実施します。
（当社の依頼による放送サービスの変更に係る経過措置）
当社は、本改正規定の実施日から平成21年5月末日までに、有料番組の終了を理由とする当社からの依頼により、J:COM TV デジタル コンパクトサービス(J:COM TV デジタル コンパクトWOWOWパッケージサービスを除きます。)に放送サービスの変更を行ったケーブルテレビサービス加入者について、以下の条件を適用します。

変更した日の翌日から	① 番組利用料（月額）を、200円減額します。 ② 番組表（1冊）を無料で配布します。 ③J:COM TV デジタル コンパクトサービスの一部の番組の提供およびSTBのB－CASカードの使用機能を制限して提供します。

2 当社は、前項の加入者が、J:COM TV デジタルサービスに放送サービスの変更を行った場合に前項の適用を終了します。
3 当社は、第一項に定める加入者には、平成21年1月1日実施の放送サービスの変更に係る経過措置は適用しません。
4 当社は、本改正規定の実施日から平成21年5月末日までに、有料番組の終了を理由とする当社からの依頼により、アナログWOWOWパッケーシ加入者が、J:COM TV デジタル WOWOWパッケージサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトWOWOWパッケージサービスへの放送サービスの変更を行う場合、本約款料金表にかかわらず、以下の条件を適用します。

適用期間	変更したサービス	利用料	
変更を行った日を含む月を1と起算して6ヶ月間	J:COM TV デジタル WOWOWパッケージサービス	デジタルWOWOWパッケージ利用料	5,580円（税込5,859円）
	J:COM TV デジタル コンパクトWOWOWパッケージサービス	デジタルWOWOWパッケージ利用料	
変更を行った日を含む月を1と起算して7ヶ月目	J:COM TV デジタル WOWOWパッケージサービス	デジタルWOWOWパッケージ利用料	6,580円（税込6,909円）
	J:COM TV デジタル コンパクトWOWOWパッケージサービス	デジタルWOWOWパッケージ利用料	5,780円（税込6,069円）

5 当社は、前項に定める加入者が以下の場合に前項の適用を終了します。
(1)加入者が、他の放送サービスへの変更を行った場合
(2)加入者が、J:COM TV デジタル WOWOWパッケージサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクト WOWOWパッケージサービスを一時停止した場合
(3)加入者が、別住所への設置場所の変更を行なった場合
6 当社は、本改正規定の実施日から平成21年5月末日までに、有料番組の終了を理由とする当社からの依頼により、スターチャンネルを視聴しているケーブルテレビサービスの加入者が、J:COM TV デジタル サービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスに放送サービスの変更を行い、継続してスターチャンネルを視聴する場合、本約款料金表にかかわらず、変更した日を含む月の翌月から3ヶ月の間、以下表の料金を適用します。

	J:COM TV デジタル サービス	J:COM TV デジタル コンパクトサービス
スター・チャンネルハイビジョン	1,570円(税込1,679円)	1,570円(税込1,679円) ただし、スター・チャンネル オン デマンドを除きます。
スター・チャンネルプラス		
スター・チャンネルクラシック		
スター・チャンネル オン デマンド		−

7 当社は、前項に定める加入者が以下の場合に前項の適用を終了します。
(1)加入者が、スターチャンネルの視聴を解約した場合
(2)加入者が、J:COM TV デジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスを一時停止した場合
(3)加入者が、別住所への設置場所の変更を行った場合
(4)加入者が、他の放送サービスへの変更を行った場合

(実施期日)
この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成21年4月17日から実施します。
(追加機器の変更に係る経過措置)
1.当社は、J:COM TV デジタル サービスの追加機器として「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるHTを使用している加入者が、HTを2台目以降のJ:COM TV デジタル サービス用STBまたは、第24条(他の放送サービスの機器の使用)に規定する J:COM TV デジタルコンパクトサービス用 STB へ変更する場合、本約款料金表に関わらず、サービス変更を行った日を含む暦月から翌々暦月までの間以下表の料金を適用します。

項目	J:COM TV デジタルサービス
2台目以降の機器使用料	500 円(税込 525 円)／STB1台毎
第24条(他の放送サービスの機器の使用)に規定する機器等使用料	500 円(税込 525 円)／J:COM TV コンパクトサービス用STB1台毎

2. 当社は、「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスの加入者のうち、2台目以降のHTを使用している加入者が、J:COM TV デジタル サービスへ放送サービスの変更を行うと同時に、2台目以降のHTを2台目以降のJ:COM TV デジタル サービス用STBへ変更する場合、本約款料金表に関わらず、サービス変更を行った日を含む暦月から翌々暦月までの間以下表の料金を適用します。

項目	J:COM TV デジタルサービス
2台目以降の機器使用料	500 円(税込 525 円)／STB1台毎

(実施期日)
この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

(経過措置)
平成 21 年 2 月 6 日実施の(当社の依頼による放送サービスの変更に係る経過措置)の適用を受ける J:COM TVデジタル コンパクトサービスの加入者について、本改正規定実施の日から J:COM TVライトサービスへ移行したものとみなし

ます。

附則
（実施期日）
この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、平成21年6月11日から実施します。
（録画機能付きSTBに関する経過措置）
この改正規定実施の日から平成21年6月15日までに、加入申込者からJ:COM TVデジタルサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更を含みます。）および録画機能つきSTB（タイプⅠに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表 2. 利用料に掲げる録画機能付き STB の利用料（タイプ Ⅰ に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を1と起算して4ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
2 前項の場合において、複数台の録画機能付きSTBの利用を申し込む場合は、1台分の利用料についてのみ適用します。
3 当社は、平成21年7月15日までに J:COM TVデジタルサービスの提供を開始した場合にのみ第1項および第2項を適用します。

（実施期日）この改正規定は、平成21年6月18日から実施します。
（経過措置）
第1条（適用）
本改正規定実施の日から平成21年7月31日までの間に、申込者が予め本規定を承諾し、当社所定の書面による申込みがあり、当社がその申込みを承諾した申込者（以下本規定において「適用者」といいます。）は、J:COM TVデジタルサービスおよび録画機能付きSTBの提供を開始した日（現にJ:COM TVデジタルサービスおよび録画機能付きSTB（タイプⅠに限ります。以下同じとします。）の提供を受けている場合は、本規定の申出を当社が承諾した日）の属する月を1と起算して24ヶ月の間、録画機能付きSTB1台分の利用料について、この約款の規定にかかわらず、適用者はその支払いを要しません。

第2条（適用の条件）
当社は、本規定を、以下の条件をすべて満たす申込者にのみ適用します。
（1）当社が本規定の適用を承諾した時点で、当社が提供するJ:COM TVデジタルサービスの加入者であること。ただし、定期契約が適用されるものを除きます。
（2）当社が本規定の適用を承諾した時点で、当社が提供するJ:COM NETウルトラ160Mコースの契約者であること。ただし、契約者グループを設定するもの、ハートフルパックが適用されたもの、第1種定期契約【マンション通信パック】以外の定期契約が適用されるものを除きます。
（3）当社が本規定の適用を承諾した時点で、当社が提供する電話サービスもしくはプライマリ電話サービスの契約者であること。ただし、事務用回線、着信専用電話、緊急通報電話、第1種定期契約【マンション通信パック】以外の定期契約が適用されるものを除きます。
（4）前項までの各項で定められた契約および録画機能付きSTBの利用について、当社が本規定の適用を承諾した日の属する月を1と起算して24ヶ月の間、契約を継続すること。
（5）本規定の申込みの時点で、第1項から第3項までのサービスおよび録画機能付きSTB（タイプ2を含みます。）について、いずれかひとつでもサービスの提供を受けていないこと。
（6）平成21年8月15日までに録画機能付きSTBの提供を開始していること。

第3条（適用の終了）
当社は、以下の場合に、本規定の適用を第2条（適用の条件）に定める契約期間にかかわらず終了します。
（1）第2条（適用の条件）に定める条件を満たさないことが判明した場合
（2）適用の条件となるサービスのうち、ひとつでも一時中断、一時停止、もしくは解約となった場合
（3）適用者から、適用の終了の申し出があった場合
第4条（解除料の支払義務）
適用者は、第2条（適用の条件）に定める契約期間中に適用の終了があったときは、解除料 4,000 円（税込 4,200 円）の支払いを要します。
ただし、約款第6条による加入申込みの撤回等を行った場合は、解除料の支払を要しないものとします。

（実施期日）
この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

（デジタル WOWOW パッケージに係る経過措置）
当社は、加入者または加入申込者からデジタル WOWOW パッケージの申込みがあった場合に、B－CASカード1枚（B－CASカードに付与されている ID 番号）につき1回限り、デジタル WOWOW パッケージサービスの提供を開始した日の属する月の翌月の利用料について、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。

区分	デジタル WOWOW パッケージ利用料
J:COM TVデジタルサービス	5,880 円（税込 6,174 円）
J:COM TV デジタル コンパクトサービス	5,080 円（税込 5,334 円）

（有料番組に係る経過措置）
平成21年2月16日実施の経過措置により、ケーブルテレビサービスからJ:COM TVデジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービスまたはJ:COM TV ライトサービスに放送サービスの変更を行なった加入者について、放送サービスの変更時に有料番組（衛星劇場に限ります。以下同じとします。）を利用しており、変更後も継続して利用している場合は、本約款料金表にかかわらず、本改正規定実施の日から平成21年12月31日までの間、有料番組（衛星劇場）の利用料について、月額1，800円（税込1，890円）を適用します。

（経過措置）
第1条（適用）
本改正規定実施の日から平成21年12月31日までの間に、申込者が予め本規定を承諾し、当社所定の書面による申込みがあり、当社がその申込みを承諾した申込者（以下本規定において「適用者」といいます。）は、J:COM TV デジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスおよび録画機能付きSTB（タイプ I に限ります。以下同じとします。）の提供を開始した日の属する月を1と起算して次表に定める期間、録画機能付きSTBの利用料（1台分に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、適用者はその支払いを要しません。

区分	適用期間
J:COM TVデジタルサービス	7ヶ月
J:COM TV デジタル コンパクトサービス	5ヶ月

第2条（適用の条件）
当社は、本規定を、以下の条件をすべて満たす申込者にのみ適用します。
（1）本規定の申込みの時点で、J:COM TVデジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービスおよびケーブルテレビサービスの提供を受けていないこと。
（2）J:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスおよび録画機能付きSTBの利用について、当社が本規定の適用を承諾した日の属する月を1と起算して12ヶ月の間、契約を継続すること。
（3）平成22年1月15日までにJ:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスおよび録画機能付きSTBの提供を開始していること。

第3条（適用の終了）
当社は、以下の場合に、本規定の適用を第2条（適用の条件）に定める契約期間にかかわらず終了します。
（1）第2条（適用の条件）に定める条件を満たさないことが判明した場合
（2）J:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスを一時停止、解約、または解除する場合
（3）J:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスの変更を行う場合
（3）適用者から、適用の終了の申し出があった場合

第4条（解除料の支払義務）
適用者は、第2条（適用の条件）に定める契約期間中に適用の終了があったときは、次表に定める解除料の支払いを要します。

区分	解除料
J:COM TVデジタルサービス	2，400円（税込2，520円）
J:COM TV デジタル コンパクトサービス	2，000円（税込2，100円）

ただし、約款第6条による加入申込みの撤回等を行った場合は、解除料の支払を要しないものとします。

(附則) この特約は、平成20年10月18日より施行します。
(追加機器の変更に係る経過措置1)
当社は、浦安局、八千代局、木更津局において、J:COM TV デジタル サービスの追加機器として「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定める HT を使用している加入者から申し込みがあり、HT を2台目以降のJ:COM TV デジタル サービス用 STB または、第 24 条(他の放送サービスの機器の使用)に規定するJ:COM TV デジタルコンパクトサービス用 STB へ変更する場合、サービス変更を行った日を含む月を1と起算して1年間、本約款料金表に関わらず、以下表の料金を適用します。

項目	J:COM TV デジタルサービス
2台目以降の機器使用料	500 円(税込 525 円)／STB1台毎
第24条(他の放送サービスの機器の使用)に規定する機器等使用料	500 円(税込 525 円)／J:COM TV コンパクトサービス用STB1台毎

2. 当社は以下の場合に前項の適用を終了します。
(1)加入者または当社がJ:COM TV デジタル サービスおよび追加機器の一時中断、一時停止または解約を行なった場合
(2)加入者が、別住所への設置場所の変更を行なった場合
(3)加入者が、放送サービスの変更を行なった場合
3. 加入者は、第1項に定める適用を受ける期間中に、第2項に定める適用の終了があった場合は、解除料 3,000 円(税込 3,150 円)の支払いを要します。
4. 当社は、第1項に定める適用と平成21年4月17日実施の(追加機器の変更に係る経過措置1)と重複しての適用は行ないません。

(附則)
(実施期日)この改正規定は、平成21年11月9日から実施します。
(経過措置)
第1条(適用)
本改正規定実施の日から平成22年1月15日までの間に、申込者が予め本規定を承諾し、当社所定の書面による申込みがあり、当社がその申込みを承諾した申込者(以下本規定において「適用者」といいます。)は、J:COM TV デジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスおよび録画機能付きSTB(タイプⅠに限ります。以下同じとします。)の提供を開始した日の属する月を1と起算して次表に定める期間、録画機能付きSTBの利用料(1台分に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、適用者はその支払いを要しません。

区分	適用期間
J:COM TVデジタルサービス	7ヶ月
J:COM TVデジタル コンパクトサービス	5ヶ月

第2条(適用の条件)
当社は、本規定を、以下の条件をすべて満たす申込者にのみ適用します。
(1)平成12年1月1日から平成14年12月31日の間に当社が提供するサービス契約の締結を行ない、本規定の申込みの時点で、ケーブルテレビサービス(J:COM TV デジタルサービスに追加しての提供は除きます。)
(2)J:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスおよび録画機能付きSTBの利用について、当社が本規定の適用を承諾した日の属する月を1と起算して12ヶ月の間、契約を継続すること。
(3)平成22年1月31日までにJ:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスおよび録画機能付きSTBの提供を開始していること。

第3条(適用の終了)
当社は、以下の場合に、本規定の適用を第2条(適用の条件)に定める契約期間にかかわらず終了します。
(1)第2条(適用の条件)に定める条件を満たさないことが判明した場合
(2)J:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスを一時停止、解約、または解除する場合

(3)J:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクトサービスの変更を行う場合
(4)適用者から、適用の終了の申し出があった場合

第4条(解除料の支払義務)
適用者は、第2条(適用の条件)に定める契約期間中に適用の終了があったときは、次表に定める解除料の支払いを要します。

区分	解除料
J:COM TVデジタルサービス	2, 400円(税込2, 520円)
J:COM TVデジタル コンパクトサービス	2, 000円(税込2, 100円)

ただし、約款第6条による加入申込みの撤回等を行った場合は、解除料の支払を要しないものとします。

附則
(実施期日)
この改正規定は、平成21年11月28日から実施します。
(アナログ WOWOW サービスに関する経過措置)
当社は、本改正規定の実施日から、浦安局、八千代局、木更津局において、アナログ WOWOW パッケージサービスの加入者が、J:COM TV デジタル WOWOW パッケージサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクト WOWOW パッケージサービスへの放送サービスの変更を行う場合、本約款料金表にかかわらず、以下の条件を適用します。

適用期間	変更したサービス	利用料	
変更を行った日を含む月を1と起算して3ヶ月間	J:COM TV デジタル WOWOWパッケージサービス	デジタルWOWOWパッケージ利用料	3,980円(税込4,179円)
	J:COM TV デジタル コンパクト WOWOWパッケージサービス		
変更を行った日を含む月を1と起算して4ヶ月目から6ヶ月目の間	J:COM TV デジタル WOWOWパッケージサービス	デジタルWOWOWパッケージ利用料	5,580円(税込5,859円)
	J:COM TV デジタル コンパクト WOWOWパッケージサービス		
変更を行った日を含む月を1と起算して7ヶ月目から9ヶ月目の間	J:COM TV デジタル WOWOWパッケージサービス	デジタルWOWOWパッケージ利用料	6,580円(税込6,909円)
	J:COM TV デジタル コンパクト WOWOWパッケージサービス		5,780円(税込6,069円)

2 当社は、前項に定める加入者が以下の場合に前項の適用を終了します。
(1)加入者が、他の放送サービスへの変更を行った場合
(2)加入者が、J:COM TV デジタル WOWOW パッケージサービスまたはJ:COM TV デジタル コンパクト WOWOW パッケージサービスを一時停止した場合
(3)加入者が、別住所への設置場所の変更を行なった場合

(実施期日)
この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。
(録画機能付きSTBに関する経過措置)
この改正規定実施の日から平成22年2月末日までに、加入申込者から J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクトサービスの申込み(「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更を含みます。)および録画機能つき STB(タイプⅠに限ります。)の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表 2. 利用料に掲げる録画機能付きSTB の利用料(タイプⅠに限ります。)について、この約款の規定に

かかわらず、その利用を開始した日の属する月を1と起算して4ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
2 前項の場合において、複数台の録画機能付きSTBの利用を申し込む場合は、1台分の利用料についてのみ適用します。
3 当社は、平成22年3月15日までにJ:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TVデジタルコンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第1項および第2項を適用します。

（実施期日）
この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。
（録画機能付きSTBに関する経過措置）
この改正規定実施の日から平成22年3月末日までに、加入申込者からJ:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TVデジタル コンパクトサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更を含みます。）および録画機能つき STB（タイプⅠに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表 2. 利用料に掲げる録画機能付きSTBの利用料（タイプⅠに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を1と起算して4ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
2 前項の場合において、複数台の録画機能付きSTBの利用を申し込む場合は、1台分の利用料についてのみ適用します。
3 当社は、平成22年4月15日までにJ:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TVデジタルコンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第1項および第2項を適用します。

（実施期日）
この改正規定は、平成22年3月5日から実施します。
（放送サービスの変更に係る経過措置）
当社は、以下に定める規定に同意の上、J:COM TV ライト サービスへの変更を行ったケーブルテレビサービスに関する規約に定めるケーブルテレビサービスの加入者について、本約款料金表にかかわらず、B-CASカードの使用機能を提供します。
2 前項の適用を受ける加入者は、追加する機器としてHTを使用することはできません。
3 当社は、以下の場合に第1項の適用を終了します。
（1） 加入者が、J:COM TV ライト サービスを一時停止した場合
（2） 加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合
（3） 加入者が、放送サービスの変更を行う場合
4 加入者は、J:COM TV ライト サービスへの変更を行った日を含む月を1と起算して6ヶ月の間に、第3項に定める適用の終了があった場合は、解除料 3,000 円（税込 3,150 円）の支払いを要します。

（実施期日）
この改正規定は、平成22年3月11日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
（録画機能付きSTBに関する経過措置）
この改正規定実施の日から平成22年4月末日までに、加入申込者からJ:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TVデジタル コンパクトサービスの申込み（「ケーブルテレビサービスに関する規約」に定めるケーブルテレビサービスからの変更を含みます。）および録画機能つき STB（タイプⅠに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾をした場合は、料金表 2. 利用料に掲げる録画機能付きSTBの利用料（タイプⅠに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月を1と起算して4ヶ月間、加入者はその支払いを要しません。
2 前項の場合において、複数台の録画機能付きSTBの利用を申し込む場合は、1台分の利用料についてのみ適用します。
3 当社は、平成22年5月15日までにJ:COM TVデジタルサービスまたはJ:COM TVデジタルコンパクトサービスの提供を開始した場合にのみ第1項および第2項を適用します。

（実施期日）
この改正規定は、平成22年4月17日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、平成22年5月13日から実施します。